

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成27年10月30日

成田市長 小泉 一成



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
北船（北須賀・船形）地区【更新】
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成27年10月23日
3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況
○経営体数
個人 16経営体（うち認定農業者 6経営体）
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
5. 地域農業の将来のあり方
当地区は広大な水田が広がる水稻専作地帯である。集落内では高齢化や兼業化が進んでいる一方、土地利用型農業の担い手（農家子弟）が確保されつつあり、以前より北船農地集積支援事業を実施し、担い手への農地集積に努めてきた。
今後は、認定農業者など地域の中心となる経営体への利用集積をより推進し、経営の複合化、低コスト化及び効率化の取組を通じて経営強化を図るとともに、ブランド米など米の高付加価値化に努め、地域農業の維持・発展を目指す。
6. 農地中間管理事業の活用方針
農地の出し手・受け手双方の意向を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。